

なお、参考のために、最近における科学研究費の申請状況を述べると、申請件数はおよそ2万件申請金額は390億円にも達しており、この点からも前記の要求額は決して不当なものではない。

8-24

総学庶第806号 昭和45年7月13日

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

国立大学教官ならびに研究公務員の待遇改善について(申入れ)

標記のことについて、本会議第369回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

科学技術の進展は国家発展の基礎であり、そのためには科学者が安んじてその本務を遂行できるような研究環境としかるべき待遇とが保証されることが不可欠の条件である。

しかるに、国民総生産に比し、科学者の待遇に充当されている経費は欧米諸国のそれに比して低く、またとりわけ民間企業の研究者や民間企業、勤務医師などの給与との格差も大きく、国立大学教官ならびに研究公務員の待遇は依然として低い。加えて最近の物価の高騰に見合うだけの給与の改善も十分になされていない。

とくに、若手科学者は科学研究の推進の担い手であるにもかかわらず、いわゆる総定員法施行後、助手の定員が削減され研究教育の面で大きな支障が現われてきた。そのポスト不足のために、大学院博士課程を終了しながら大学の研究教育職につけない者が急速に増加してきた。

また、研究公務員も上位定数が少ないために、いわゆる頭打ちが多くなってきて研究意欲の発揚に大いに影響をおよぼしつつある。そして、若手研究者不足が研究機関で目立ってきている。

本会議は、たびたび政府に対し、科学者の待遇改善に関し、勧告あるいは要望を行ってきた。

なお、公務員たる科学者の待遇改善はわが国学術研究上において少なからぬ比重を占める私学の科学者の待遇改善にも寄与することが大きく全体としてわが国の科学水準の向上にもつながっているものであることはいうまでもない。

以上のように、科学研究を発展させていく基礎である科学者の待遇問題について早急に格段の措置をとられるよう、重ねて次の諸点について要望するものである。

- 1 「定員削減」の方針に対して少なくとも大学、研究機関については、政府の再考を促すように人事院としても考慮されたい。
- 2 中位等以下の給与の改善になお一層の努力をされ、とくに初任給を大幅に上げ、初任給調整手当を本俸に組み入れ、その系別格差は解消し、額をいっそう引き上げること。
- 3 当該大学が大学院に関係すると認めた助手全員に俸給の調整額を支給し、その額を8%に引き上げること。
- 4 講師の定数枠を広げること。
- 5 実質的に教育研究にたずさわっている教務員などの職にある者に格段の待遇改善を図ること。
- 6 教員と学生との人的接触が研究・教育上重要な意義を有することにかんがみ、学生指導手当のようなものを設けること。

- 7 教官中堅層の給与の中だるみについては、なおいっそうの是正を図ること。
- 8 指定職乙の昇給条件を大幅にゆるめ、指定職甲への渡りも容易にし、給与の最高額を引き上げること。
- 9 研究補助職の待遇は劣悪であるのでその待遇はとくに留意し、初任給を大幅に引き上げ、4等級から3等級への昇格を容易にすること。
- 10 勤務年数、在級年数、学歴等に比し、昇格を著しく遅延させられている者の待遇改善を図ること。
- 11 科学研究の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法に準じた研究公務員特例法を制定すること。
- 12 研究職の給与は大学教官なみとし、特別調整額は、その適用枠を広げ、かつ本俸への繰り入れを図ること。
- 13 研究所長、試験所長などは全員指定職に格付けし、かつ指定職甲の枠を広げること。研究部長でも指定職への格付を可能にすること。
- 14 公務員住宅の飛躍的な増設を計り、当面住宅手当制度の創設を図ること。
- 15 研究に要する必要経費を認めるなど課税負担の大幅軽減をはかることも「研究・教育職員の利益保護」として重要であると考えられるので、この点について人事院としても政府当局の考慮を促すよう努力されたい。
- 16 研究者の自主的な研究に寄与するため、相当額の研究手当のようなものを設けること。

8-25

総学庶第917号 昭和45年7月31日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：内閣総理大臣、科学技術庁
長官、大蔵大臣)

原子核研究将来計画の推進について(申入れ)

標記のことについて、本会議第370回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

かつて本会議は第36回総会(昭和37年)の議に基づき「原子核研究将来計画の実現について」政府に勧告を行なった。本会議はこの計画(以下当初計画という)の一刻も早い実現を望み、そのための努力を続けてきたが、文部省によって縮小した規模が考えられるに至り、当初計画の早期実現の見通しがたたないことが明らかになった。しかし、原子核分野の実験的研究の果たす役割はきわめて重要であるので、これ以上の遅延は許されない。

本会議では、全国の原子核研究者および関連分野の研究者の協力を得て検討を続けた結果、このたび次のとおりの成案を得るに至った。

本会議は、政府が関係研究者の合意を得たこの案を尊重され、その完全な実現のため、早急に適切な措置をとられるよう要望する。

なお、高エネルギー物理学研究所(仮称)の体制を決定するにあたって本会議とも十分連絡をと